

2014/7/8

2014年度

明治大学 自治労寄付講座

自治体労働組合の未来

—公務労働の現状と公共サービスの役割—

全日本自治団体労働組合(自治労)

中央執行委員長 氏家 常雄

自治労とは

正式名称:全日本自治団体労働組合

結成年 : 1954年

組合員数:約85万人

上部団体:連合(日本労働組合総連合会)に加盟

<どのような労働者が参加しているのか?>

①かつて(結成当初からしばらく)は、主に、地方自治体の職員(地方公務員)をもっぱら組織していた。

②しかし、自治体の仕事アウトソーシングされ、公共サービスの担い手が多様化していく中で(後述)、現在は、非公務員の公共サービス労働者の加入が増加している。

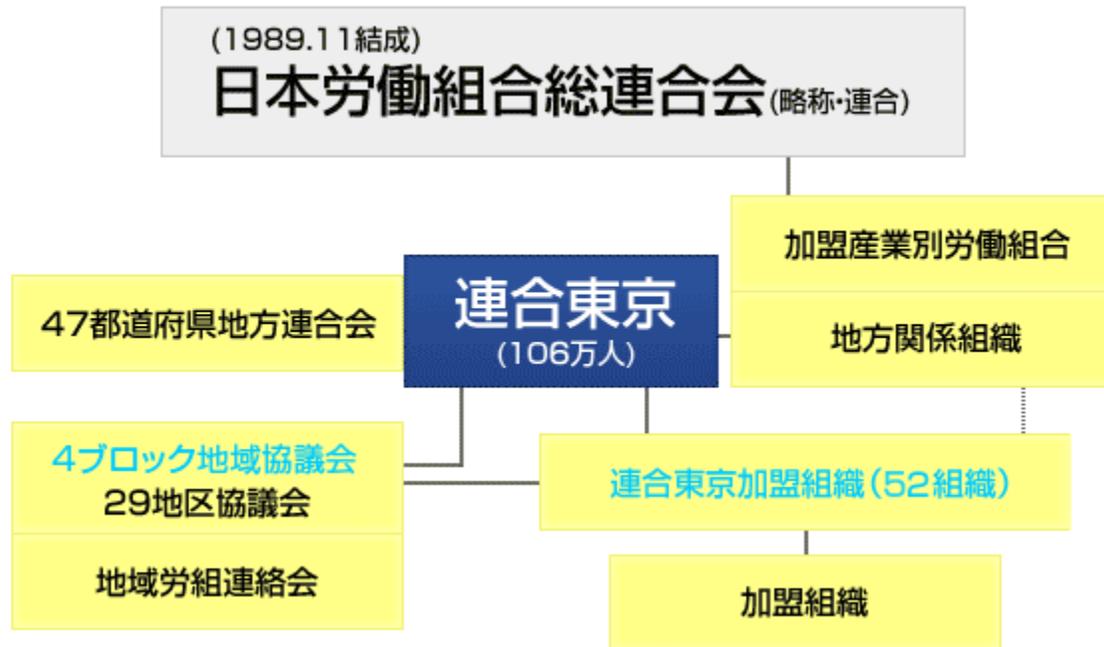
<組合員の主な職種>

県庁や市役所などの一般行政職員、
保育士、看護師、介護職員、ケースワーカー、
国民健康保険や年金業務の職員、
清掃職員、上下水道職員、給食調理員、
都市交通職員 など極めて多様

今なおメインは地方公務員。しかし、公務員は、公務員法によって、労働基本権(団結権・労働協約締結権・争議権)を制約されており、労働組合活動には限界がある。(後述)

連合とは(例:連合東京)

連合は、労働組合のナショナル・センター。52の「構成組織」(産業別労働組合など)が加盟し、全国47都道府県に「地方連合会」をおいています。組合員は約675万人。本部所在地は、千代田区神田駿河台で、明治大学駿河台キャンパスのすぐ近くです。



労働組合とは

- 労働組合の誕生は、19世紀のはじめ
- 生活を守る手段として組織された
- 基本的な役割は、賃金・労働条件の改善
- 使用者と、対等な立場で交渉を行って、決定する
- 労働組合は会社や自治体の一部ではなく、独立した対等の組織

労働組合の活動について

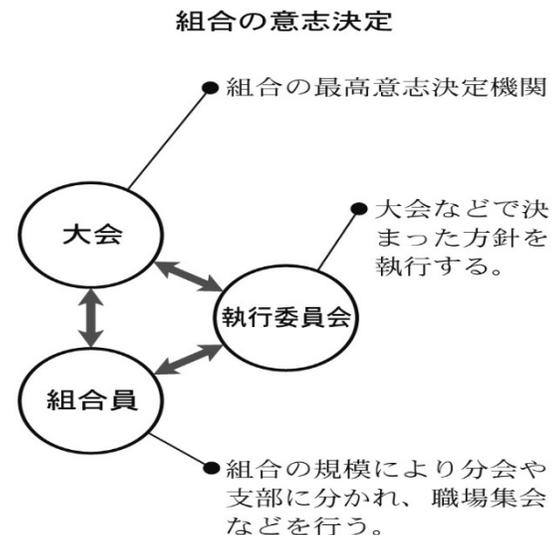
- より働きやすい職場・社会をつくる
- 組合活動は憲法が認める当然の権利
- やりがいのある職場(労働)をつくる
- 労働組合の仕組み

① 職場集会・懇談会

② 執行委員会

③ 大会

- 団体交渉とは



公務員に対する労働三権の制限

労働三権の制限について

地 方 公 務 員			
企業職員 現業職員 (技能労務 職員)	一般行政 職員 教育公務員	区分	
労働組合制度 (地公労法5①) 現業職員(技 能労務職員) は職員団体を 結成すること もできる(地 公労法附則⑤)	職員団体制度 (地公法52③、教 特法21の4①) ただし、警察 職員、消防職 員は、団結が 禁止されてい る(地公法52 ⑤)	団結権	
団体交渉権が保障さ れている(地公労法 7) ただし、協約の 効力には一定の 制限がある(地 公労法8~10)	法55①②) ただし、法令、条 例等に抵触しな い範囲での書面 協定は締結でき る。(地公法55⑨)	団体交渉権	当局と交渉すること はできるが、団体協 約を締結する権利 は有しない(地公 法55①②)
争議行為等 は禁止され ている (地公労法 11①)	争議行為等 は禁止され ている(地 公法37①)	争議権	争議行為等 は禁止され ている(地 公法37①)

自治体「非正規」労働の現状と課題

◎正規職員の削減が非正規職員の増大につながる

(1) 減る正規職員、増える非正規職員

全国では約70万人になると推定される

(2) 非正規化を選択する自治体

政府の財政再建路線が自治体財政を厳しく圧迫している

(3) ヒトをモノ化する労働の非正規化

派遣切りと呼ばれる非正規労働者の大量解雇を招いた
ヒトをいつでも需給調整可能なモノとしてしまうことである

◎職場の非正規化はどのように進むか

(1) 非正規化が先行する出先職場

(2) 女性職場で進行しやすい非正規化

(3) 非正規職員を主力にはじめられる新規業務

(4) 非正規化は最終的にあらゆる職場で進行する

自治労の主な日常活動

(組合員にむけた取り組み)

- 賃上げ
- 労働時間の短縮
- 必要な人員の配置
- 安全で快適な職場環境の確保
- 労働者自主福祉活動

自治労の主な日常活動

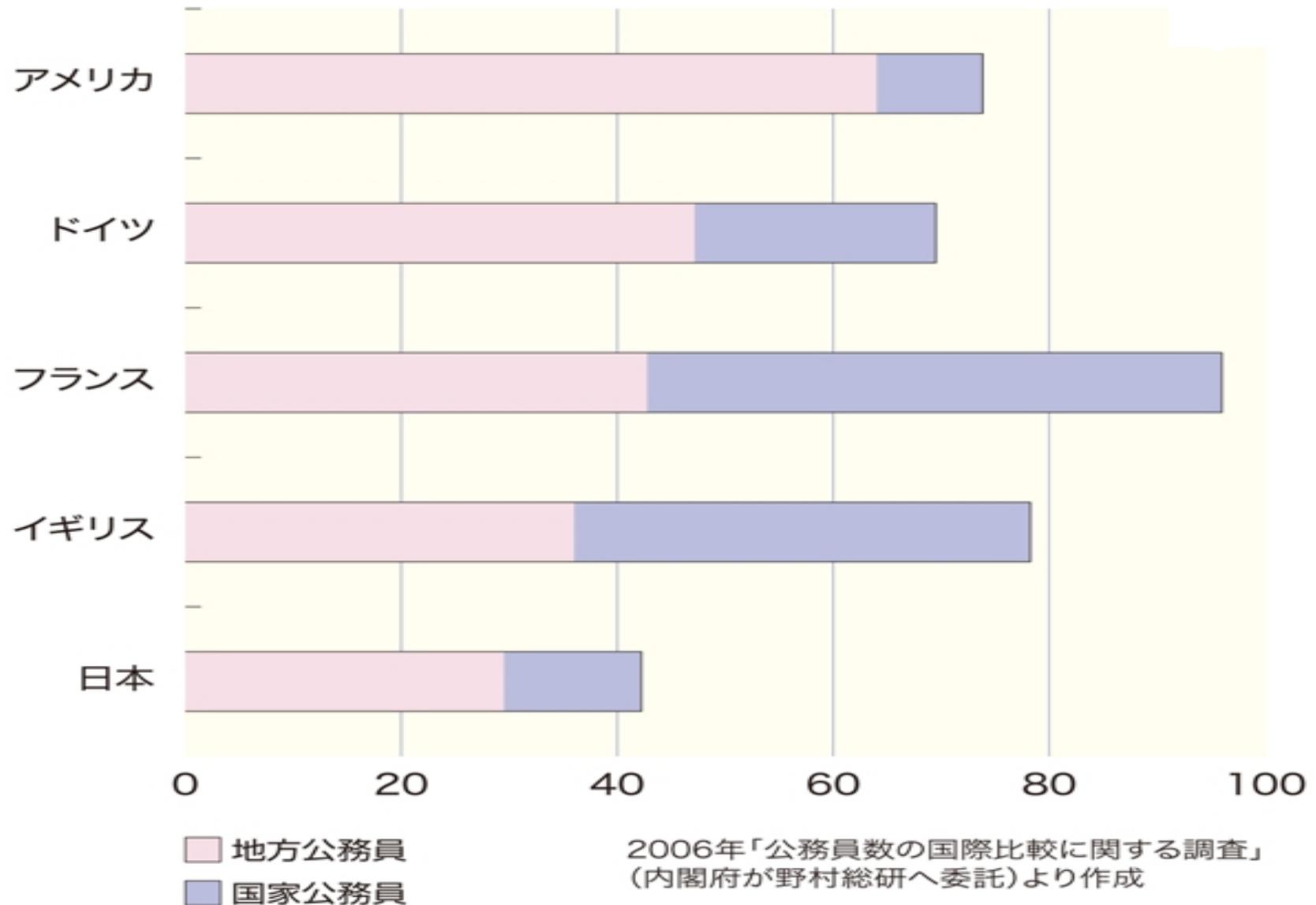
(社会とかかわる取り組み)

- 自治研活動
- 地方分権、持続可能な社会保障の改革
- 環境・エネルギー問題
- 平和と人権を守る
- 男女平等の取り組み
- 災害支援活動
- 国際連帯

日本の公務部門は国際的に見て肥大なのか？

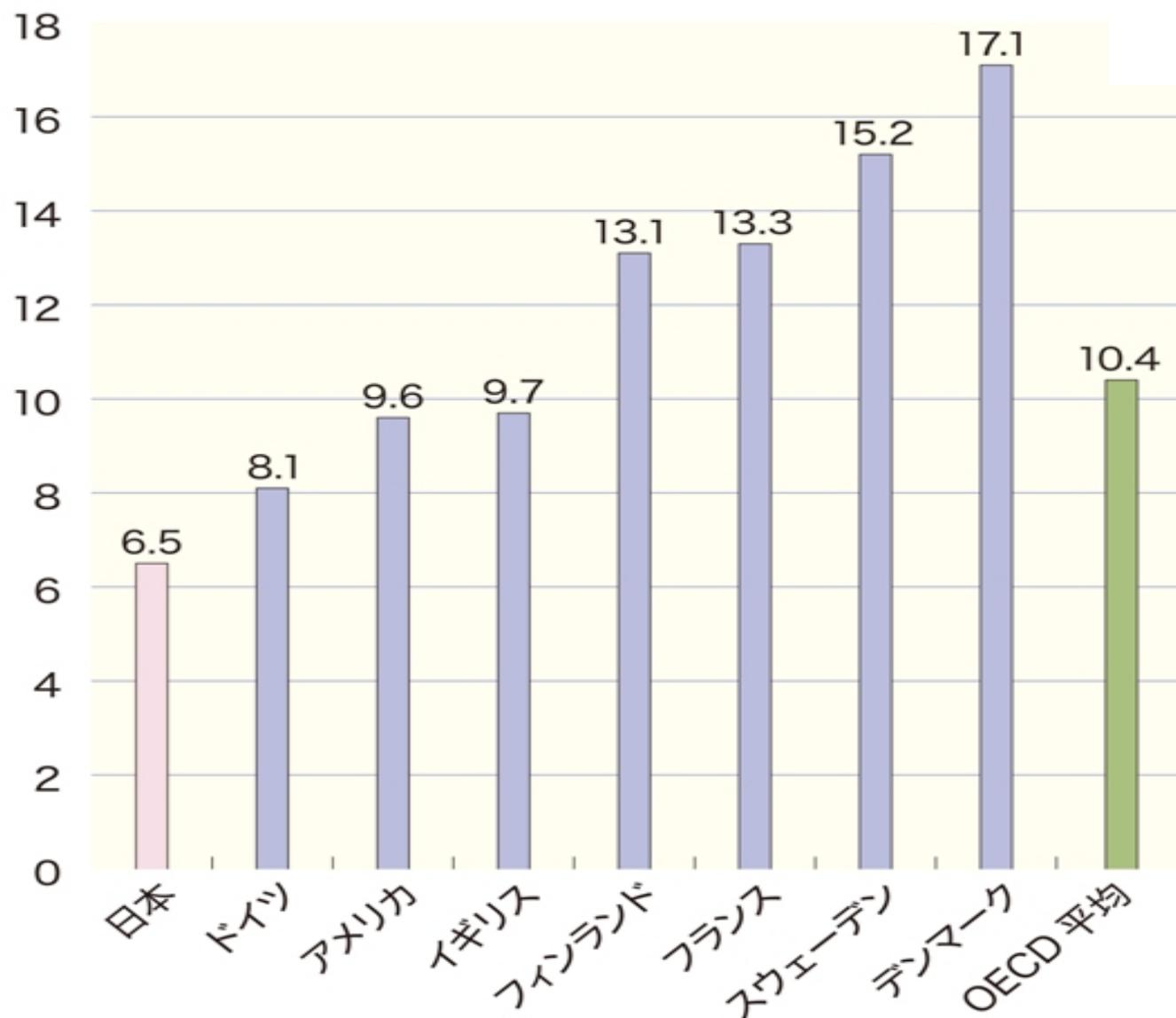
人口千人あたりの公務員数の国際比較

(単位:人)



公務員人件費の対GDP比

(単位:%)



東日本大震災によって明らかになった自治体・公共サービスの危機

1. 「構造改革」路線の歪み

自治体における「構造改革」路線＝「効率化最優先・非採算部門の切り捨て」がもたらした深刻な問題が、大震災の発生によって明らかに

【ケース1】市町村合併は旧自治体を切り捨てていないか？

「平成の大合併」により他自治体に組み込まれた自治体では、十分な公共サービスや情報が提供されない事態も惹起（石巻市では、旧町単位で設置された総合支所は、合併前に比べ大幅に少ない職員で震災対応を迫られ、物資を取りに車で旧市内に向かうことができたのは、震災発生から5日目のこと）。

【ケース2】医療提供体制が危機に陥っている

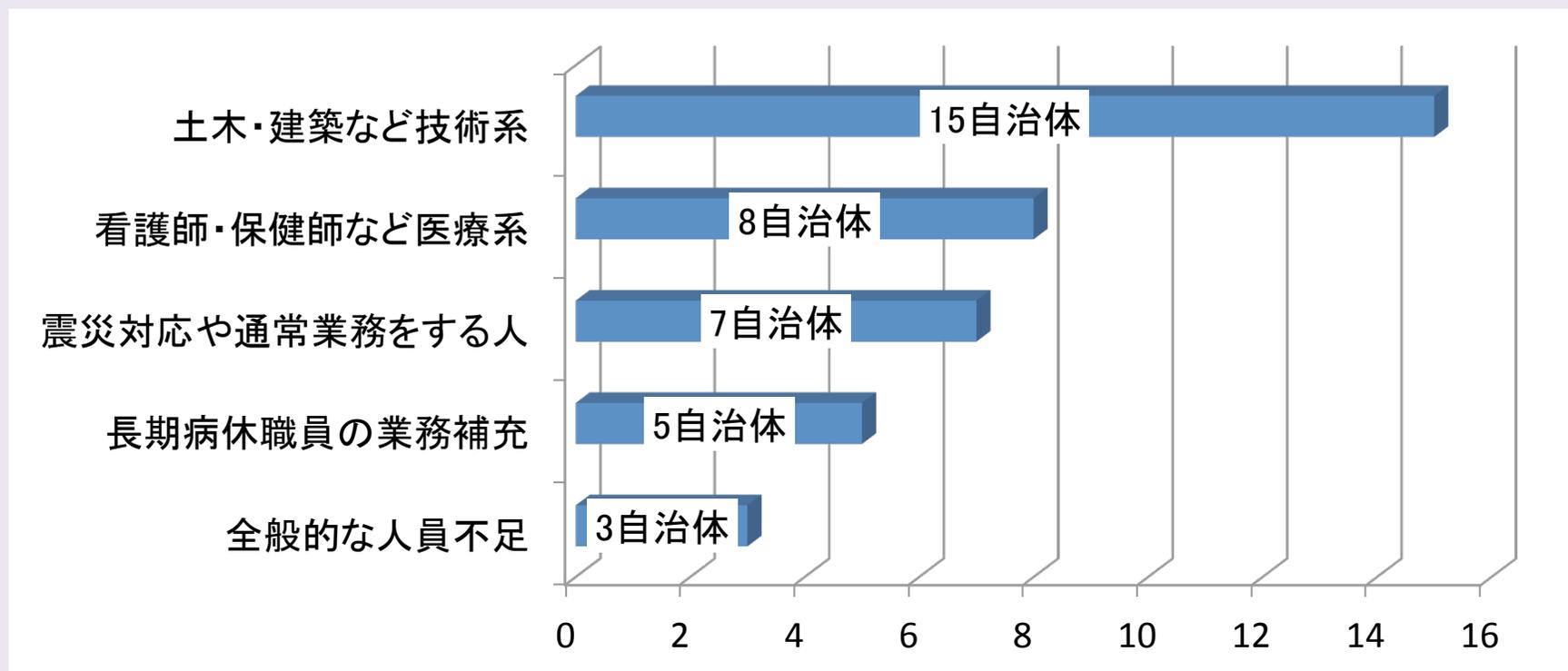
3県沿岸部は、震災前から深刻な医師・看護師不足に悩まされていた上に、震災により300を超える病院・診療所が休・廃止状態に。医師不足が全国ワースト1だった岩手では、県立病院が果たす役割が大きいにも関わらず、経営環境の厳しさから、震災前より県立の一部医療機関で病床廃止など機能集約の動きが始まっていたところへ、震災が直撃。

【ケース3】民営化はサービスの質の向上をもたらしたか？

南三陸町では、2009年4月から、「地震対策や安全かつ安定的な水の供給が求められ」、「経済性・効率性の向上、サービスの質の向上をはかるため」として、小規模水道事業体としては初となる包括的民間委託を行った。しかし、震災後、2011年6月初めの時点で水道水の供給率がわずか7%と、他自治体に比して、復旧が極端に遅れた。

2. 被災自治体における人員不足

アンケート(※)で、「人員が不足している」と回答している21自治体のうち、



※複数回答あり

※自治労が、2012年1月～2月に行った被災自治体に対するアンケートより
(岩手県・宮古市、宮城県・石巻市、同気仙沼市、福島県浪江町、同南相馬市など、
22自治体が回答)

3. 自治体職員のメンタルダウンの深刻化

宮城における自治体職員の状況

①2011年4月末に、自治労宮城県本部は、県下の自治体職員を対象に、東日本大震災が健康や勤務に与えた影響についてアンケートを行った。

②回答者3652人のうち、軽度と中度のうつ傾向を示した回答者が計1112人で全体の30%となった。健康状態について、「体調が悪い」と答えた職員が56.1%、「よく眠れない」と答えた職員が43.8%、「やる気がでない」と答えた職員が59.9%であった。

③これは被災地の自治体全般に当てはまる事態。被災地における自治体職員は、自らもまた被災者でありながら、今なお昼夜を問わない作業に従事し、緊張状態が続いている。一方で、ストレスや不安のたまった住民から連日叱咤されざるを得ない立場である。

⇒ 自治労として、現在、被災地において、精神科医師や臨床心理士とともに「こころの健康相談室」を開設し、メンタル相談を受けているところ。

福島県および県内自治体における職員の状況

	条例で定められた職員数に対する欠員の割合(%)	退職者のうち定年前退職者の割合(%)	病気休暇取得者のうちメンタル疾患者の割合(%)
福島県	5.70	29.67	75
福島市	14.57	46.94	64.7
いわき市	1.17	28.83	36.67
南相馬市	24.66	82.55	100
相馬市	25.19	20	50
飯館村	8.64	50	0
新地町	11.94	28.57	100
富岡町	20.67	33.33	100
楢葉町	12.20	80	100
広野町	15.48	60	50
浪江町	17.41	25	66.67
大熊町	12.95	44.44	100
双葉町	10.78	100	0
葛尾町	21.74	50	0
川内村	2.82	0	0
	13.73	45.29	56.20

※2012年4月現在 (自治労調)

東日本大震災における自治労の支援活動

自治労は、東日本大震災に対して、「被災者の支援・救援を行っている自治体職員・組合員の業務を支援すること」を中心課題として、2011年4月～7月まで、岩手・宮城・福島3県の広範な地域で、全国の組合員による人的支援活動を行った（日数延べ21,000人強）。また、組合員カンパを基本とした、被災自治体・被災組合への義援金・見舞金の交付（総計6億円）、救援物資の現地への随時発送なども実行した。



宮城県・名取市の避難所で食事を作る
学校給食調理員（自治労組合員）

福島県・福島市の避難所で子どもたちと
遊ぶ保育士（自治労組合員）



岩手県・宮古市で「思い出の品(位牌・アルバム・写真等)」の整理にあたる自治労組合員



岩手県・宮古市の避難所で義援金の申請受付をする自治労組合員

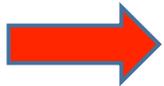
自治労運動の未来①

横のつながりを活かす

自治労は、規模(県・町村)や職種(医療・福祉・清掃・水道など)ごとのグループを組織し、それぞれの職種特有の課題について、取り組んでいます。

横断的つながりのメリットは、次の5点です。

- ①全国の職場の動向がわかる
- ②仕事のスキルを身につける
- ③職場の労働環境の改善に取り組む
- ④政策課題について、中央省庁と交渉を持てる
- ⑤運動の豊富化ができる



自治労運動の未来②

市民も公務員も
地域では住民の一人

公共サービスに携わる自治労組合員には、**住民・公共サービス労働者・組合員**と**3つの顔**を持っています。私たちの仕事をより良くすることは、自らのためにとどまらず、住民サービスの向上につながります。

→ 自治体の仕事内容と職員の働き方で、県民、市民を、幸せにもするし、不幸にもしてしまう

自治労の地方自治研究活動の歴史から

1957年甲府市 第1回地方自治研究国集会 地方自治を住民の手に

- 1961年 第五回自治研静岡集会
四日市で800人以上の喘息患者が発生。港の魚も石油臭くて食べられないと県と市の職員組合が報告
- 調査研究が始まり、石油コンビナートからの亜硫酸ガスが原因と判明、裁判で住民勝利
認定患者1140人 (1975年)
- 高度経済成長を進める行政の方向とは別に自治体職員として住民の健康実態から開発優先に疑問を投げかけ、それ以後の日本の公害問題に大きな影響を与えた

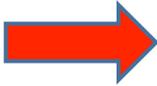


写真 共同通信社

自治労運動の未来③

自立した自治体をめざす

住民に最も身近な自治体が、地域における政策を自ら決定する。そのためには、財源の確保が必要。

- 
- ・地方交付税の削減は、自治体間の財政力格差を進める
 - ・質の高い公共サービスを提供するための地方財政の確立が必要